

東京学芸大学附属学校教員選考基準の一部改正について

改正理由：副校長の選考に係る必要条件の一つに主幹教諭の経験を加えるため、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>[省略]</p> <p>(副校長の必要条件)</p> <p>第4条 副校長となることのできる者は、次の各号に該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) [省略]</p> <p>(4) <u>主幹教諭の職を経験していること又は校務分掌として、次のいずれかに該当する主任等のうち3つ以上を経験していること。</u></p> <p>ア 教務主任</p> <p>イ 学年主任</p> <p>ウ 生徒指導主事</p> <p>エ 進路指導主事</p> <p>オ 研究主任</p> <p>カ 教育実習主任</p> <p>キ 必要に応じて置かれている主任等のうち、アからカまでの主任等と同等の重要な校務を分掌していると附属学校運営会議が認めたもの。</p> <p>ク 附属特別支援学校の各部に置かれている主事</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この基準は、平成31年4月22日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(副校長の必要条件)</p> <p>第4条 副校長となることのできる者は、次の各号に該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) [省略]</p> <p>(4) 校務分掌として、次のいずれかに該当する主任等のうち3つ以上を経験していること。</p> <p>ア 教務主任</p> <p>イ 学年主任</p> <p>ウ 生徒指導主事</p> <p>エ 進路指導主事</p> <p>オ 研究主任</p> <p>カ 教育実習主任</p> <p>キ 必要に応じて置かれている主任等のうち、アからカまでの主任等と同等の重要な校務を分掌していると附属学校運営会議が認めたもの。</p> <p>ク 附属特別支援学校の各部に置かれている主事</p> <p>[省略]</p>